

# 八戸市社会福祉施設等における事故等発生時の報告取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、市長が所轄する社会福祉施設及び事業（以下「施設等」という。）において利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合の報告の取扱いを定め、もって類似する事故等の再発防止及び利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

## (対象となる施設等)

第2条 この要綱の対象となる施設等は、別表に掲げる施設等とする。

## (報告の対象となる事故等の範囲)

第3条 報告の対象となる事故等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供時における利用者のけが又は死亡事故（施設内における事故等のほか、送迎、通院等の間の事故等を含む。在宅福祉事業についても、同様とする。）
- (2) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定するもののうち、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。以下同じ。）若しくは食中毒の発生又はそれらが疑われる事例
  - ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者（医療機関に入院した者をいう。）が1週間以内に2人以上発生した場合
  - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合
  - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設の長が報告を必要と認めた場合
- (3) 利用者の無断外出又は行方不明
  - ア 行方不明となったその当日中に発見できなかった場合
  - イ 警察に捜索願を届け出た場合
- (4) 職員又は従業員の法令違反、不祥事等
- (5) 火災、地震、風水害その他これらに類する災害による被害
- (6) 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しい影響を与える等の報告が必要と認められる事故等

- 2 この条において「けが」とは、転倒若しくは転落に伴う骨折若しくは出血、火傷、誤嚥、誤薬等により医療機関において治療（当該施設内又は併設医療機関での医療処置を含む。）又は入院をしたものをいう。
- 3 第1号の場合において報告の対象となる事故等は、施設等の責任及び過失の有無は問わず、利用者の自己責任及び第三者の過失によるものを含むものとする。また、利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑惑が生じる可能性があるときは報告するものとする。
- 4 第2号の場合において、関連する法令に届出義務が規定されているときは、これに従うとともに、この要綱に従い報告を行うものとする。

（報告の手順）

第4条 前条に規定する事故等が発生した場合における報告の手順は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の長は、前条第1項第1号又は第3号に該当する事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に連絡するとともに、市へ電話で報告した後、事故報告書（別記第1号様式）を速やかに提出するものとする。
- (2) 施設等の長は、前条第1項第2号に該当する事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に連絡するとともに、市へ電話で報告した後、事故報告書（感染症、食中毒）（別記第2号様式）を速やかに提出するものとする。
- (3) 施設等の長は、前条第1項第4号から第6号までに該当する事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に連絡するとともに、市へ書面で報告するものとする。

（報告先）

第5条 第3条に規定する事故等が発生した場合の報告は、別表の担当課（第3条第1項第2号に規定する事故等が発生した場合にあっては、八戸市保健所及び担当課）とする。

（介護保険法における事故報告との関係）

第6条 介護保険事業者は、「八戸市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要綱」（平成20年5月8日実施）に基づき、報告を行うものとする。なお、老人福祉施設のうち、介護保険指定事業者については、介護保険事業者による事故報告書をもって、老人福祉施設の事故報告書を省略できるものとする。  
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における事故報告との関係)

第7条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等については、この要綱による報告をもって、八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八戸市条例第45号）第53条第1項、八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第65号）  
第41条第1項、八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基  
準等を定める条例（平成28年八戸市条例第66号）第59条第1項、八戸市  
障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年  
八戸市条例第67号）第32条第1項、八戸市障害者支援施設の設備及び運営  
に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第68号）第45条第1項、  
八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
28年八戸市条例第69号）第20条第1項、八戸市福祉ホームの設備及び運  
営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第70号）第18条第1  
項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指  
定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令  
第27号）第36条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す  
るための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
(平成24年厚生労働省令第28号) 第28条第1項及び児童福祉法に基づく指  
定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働  
省令第29号）第28条第1項に基づき施設等が市に対し行う報告とする。

#### 附 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年5月13日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、令和8年1月1日から実施する。

別表（第2条、第5条関係）

対象施設等	担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>・養護老人ホーム</li><li>・特別養護老人ホーム</li><li>・軽費老人ホーム</li><li>・有料老人ホーム（有料老人ホームの要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅を含む。）</li><li>・老人福祉センター</li><li>・生活支援ハウス</li><li>・老人居宅生活支援事業所</li><li>・老人デイサービスセンター</li><li>・老人短期入所施設</li><li>・老人介護支援センター</li></ul>	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者支援施設</li><li>・地域活動支援センター</li><li>・福祉ホーム</li><li>・障害福祉サービス事業所</li><li>・障害児通所支援事業所</li><li>・一般相談支援事業所</li><li>・特定相談支援事業所</li><li>・障害児相談支援事業所</li></ul>	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"><li>・特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）</li><li>・特定地域型保育事業（小規模保育事業）</li><li>・一時預かり事業</li><li>・延長保育事業</li><li>・病児保育事業</li><li>・乳児等通園支援事業</li><li>・認可外保育施設</li></ul>	こども未来課
<ul style="list-style-type: none"><li>・子育て短期支援事業</li><li>・ファミリーサポートセンター事業</li><li>・放課後児童クラブ</li><li>・児童厚生施設</li></ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"><li>・助産施設</li><li>・母子生活支援施設</li></ul>	こども家庭相談室

## 別記

## 第1号様式（第4条関係）

## 事故報告書

年 月 日

法人名称及び代表者等氏名  
(氏名)

当施設（事業所）において、次のとおり事故が発生したので報告します。

施設（事業所）	施設（事業所）名 及び所在地等	施設（事業所）名			
		所在地			
		電話番号			
	施設（事業所）種別				
	施設（事業所）長名				
担当者名					
事故対象者	氏名等	氏名			
		生年月日／年齢	明・大・昭・平・令	年 月 日	生(歳)
		住所			
		電話番号			
事故の概要	発生年月日	年 月 日(曜日) 時 分頃			
	発生場所				
	種別	死亡・けが(骨折・打撲・裂傷・その他)・窒息・溺水・誤嚥・異食・ 誤薬・誤飲・行方不明・その他( ) 職員の法令違反・不祥事			
	内容	※経緯、発生状況、事故対象者の状況、原因等			
事故時の対応	発生時の対応	※応急措置、医療機関への搬送状況等			
	家族への連絡等	連絡年月日	年 月 日(曜日)	時 分頃	
		氏名(続柄)	( )		
事故後の対応	搬送後又は治療後の利用者の状況	※病状、入院の有無等			
	家族への対応				
	損害賠償等の状況				
再発防止策					

※ 記載欄が不足する場合は、適宜項目を拡張するか、別に記載してください。

※ 必要に応じて参考となる資料を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

事故報告書（感染症、食中毒）

年 月 日

法人名称及び代表者等氏名  
(氏名)

当施設（事業所）において、次のとおり事故が発生したので報告します。

施設 (事業所)	施設(事業所)名 及び所在地等	施設(事業所)名				
		所在地				
		電話番号				
	施設(事業所)種別					
	施設(事業所)長名					
担当者名						
感染症名						
発生状況及び経過						
発症者	利用者	人中	人（うち死亡者	人、入院者	人）	
	職員	人中	人（うち死亡者	人、入院者	人）	
	その他	人中	人（うち死亡者	人、入院者	人）	
	主な症状					
受診医療機関				電話番号		
保健所への報告	(報告済・未報告)					
損害賠償等の状況						
対応状況・再発防止策						

※ 記載欄が不足する場合は、適宜項目を拡張するか、別に記載してください。

※ 必要に応じて参考となる資料を添付してください。